

計程ノ要綱ヲ策定ノ上報告スルコト
其、他

沿岸、島嶼等ニ於ケル敵ノ上陸、砲臺等ニ對スル整備ニ關シテハ
別途通牒セラルベキ見込ナルヲ以テ通牒ヲ俟ツテ之ヲ行フコト

昭和十九年一月十四日

海軍部海軍會議ニ於ケル勅諭局長口述録



最近勤勞行ハ力愈々其ノ繁榮性ヲ加ヘ來リタルニ伴ヒマシテ、
 非常ナ御苦心御盡力ヲ示イテ居リマス。コトニ至シマシテハ衷心感謝ニ
 堪エヌ所デアリマス。

此ノ機會ニ當面ノ勤勞事情ニ付所感ヲ申述ベク、一層ノ御努力ヲ
 お願い申シタイト存ジマス。

一、先ツ今後ノ勤勞事情ノ概観シマヌルニ、現戰時下軍動員ノ益々増大
 スル反面、航空機生産ノ飛躍的擴充ヲ始メ軍需生産ノ急速増強ノ圖
 ルノ必要上勤勞需要ハ莫大ナ數ニ上ルコトガ豫想サルルノデアリマ
 ス。従ツテ今後ノ勤勞動員ノ對象トシテハ勤勞給源ノ現狀ヨリ觀テ
 一般男子青壯年ノ外、女子並ニ学徒ガ其ノ主要部分トシメテ來ルモ
 ノト考ヘラレマスガ、斯ル給源ニ依ツテ勤勞需要ノ數量兩面ニ亘ツ
 テ満足セシムルコトノ困難ナコトハ明白デアリマス。テ、工場事業
 場ニ於ケル勤勞管理ニ付テハ今後多大ノ努力ガ拂ヘルベナラナイ
 ノデアリマス。

斯クノ如ク勤勞行取ノ前途ニハ幾多困難ナル問題ガ在シテ居ルノ
テアリマスガ、我々ハ飽ク迄モ之ヲ克服シテ一億國民ノ總勤勞力ヲ
生産増強ノ一點ニ集中スルコトヲ期セネバナクナイデアリマス。

以下具體的施策ニ付申上ゲタイト思ヒマス。

一、第一ニ國民動員機構ノ整備ニ付申上ゲマス。
昨年十一月本省勤勞局ノ機構ヲ擴充致シマシタガ、更ニ舊職ノ一團
民動員機構ニ關スル件ニ付閣議決定ニ基キ厚生省ニ國民動員連絡
會議ヲ設ケ、厚生、陸、海、軍需各省等ノ關係省ヲ委員トシテ國民
動員ニ關スル重要事項ノ連絡調整ヲ圖ルコトトシタデアリマス。
數日前第一回ノ會合ヲ開キマシタガ今後十分ニ此ノ會議ヲ活用シテ
行クコトニ致シテ居リマス。次ニ地方機構ニ付テハ擬テヨリ勤勞行
政ニ關スル中央ノ權限ハ出來得ル限リ地方ニ委譲シテ参リマシタガ、
今後兵更ニ之ヲ徹底スルコトトシ、既ニ勸業ノ關係決定ニ於テ、厚
府縣廳ヲ國民動員業務ノ中核機關トシ、官情ニ關シテ徵用是ノ

他諸般ノ國民動員業務ヲ適確迅速ニ遂行セシムルト共ニ、下級國民
動員機構ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコトトサレタノデアリマ
ス。

次ニ第一線機關タル國民職業指導所ハ其ノ沿革上職業ノ紹介斡旋ヲ
主タル業務トシテ参ツタノデアリマスガ今後積極的且許覽的國民
動員ヲ遂行致シマスルニ應ジク之ヲ國民勤勞動員署ニ改メ、同時
ニ職業官ヲ八十一人増員シテ陣容ヲ強化シ、以テ第一線機關トシテ
ノ機能ヲ充分ニ果サシムルト共ニ市町村長ノ行政動員業務ノ指揮統
制ヲ全カラシムルコトトサレタノデアリマス。
此ノ場合特ニお願い致シタイコトハ指導所ノ職員ニ付テデアリマス。
凡ソ機構ノ核心ハ人ニ在ルコト申ス迄ニアリマセヌガ特ニ現下指導
所ノ業務遂行ノ如何ハ直ニ職力増強上至大ノ關係ヲ有スルノデア
リマスカラ此ノ際是非共關係職員ノ人選並ニ教養及指導監督ニ付各
位ノ一段ノ留意ヲ希望スルノデアリマス。尙ほ社會ニ職業官ノ任

用標準ヲ改正シ出來ルダケ廣ク適材ヲ任用シ得ル如ク致シタイト考
ヘテ居ルコトヲ申添ヘテ置キマス。

次ニ前述ノ閣議決定ニ基キ市町村長ニ對シ從來ノ國民動員ニ關スル事
務ノ他ニ更ニ登録及徵用ニ關スル事務ニ付以ル程度分掌セシムルコ
トトシ、尙町内會、部落會等ノ機能モ充分協力セシメ官民一體トナ
リ國民動員ノ圓滑妥當ナル運営ヲ期スルコトト相成ツタノデアリマ
ス。市町村長ニ如何ナル程度ノ分掌ヲ爲サシムルカハ地方ノ事情特
ニ都市ト農村等ニ依リ一律ニ決定セラレヌノデアリマシテ具體的ナ
事項ハ逐次決定致シテ逐リタイト考ヘテ居リマスガ、次ニ述ベマス
登録事務ニ付テハ大都市以外ハ之ヲ市町村長ニ廣範圍ニ分掌セシム
ルコトトシ相當ノ市町村吏員ノ増置及事務費補助ノ豫算モ既ニ決
定ヲ見テ居ルノデアリマシテ、近ク配分スルコトトナツテ居リマス。

以上中央及地方ノ關係ニ付テ述ベマシタガ、次ニ國民動員ノ前段ト

ナル給源ノ問題ニ付テ申上テタイト志ジマス。

勤勞ノ給源ハ近來著シク涸竭ノ状態ヲ呈シテ逐リマシテ今後ノ動員
ハ愈々困難ヲ加ヘテ來ルコトト存ジマス。就テマシテハ苟クモ勤勞
ニ耐ヘ得ベキ國民全般ニ付テハ事務ノ質及量ノ兩面ノ現狀ヲ正確ニ
且ツ迅速ニ把握シ、以テ國民動員ノ的的ナル基礎資料ヲ得ルコ
トハ最モ緊急ヲ要スル事デアリマス。之ガ爲メ當面ノ措置トシテ昨
年十月青壯年國民登録ノ實施ニ當ツテハ各位ノ格段ヲ細努力ニ依リ
一月ヲ出デズシテ登録ノ結果ニ付集計ヲ完了シタ次集計デアリマス。
又去ル一月八日ニハ有聲電話ノ普及範圍ヲ擴大シ滿四十歳以上滿四十
五歳未満ノ男子ニ付テモ臨時報告ヲ行ハシメ目下集計ノ進上ニ在リ
マス。然シ乍ラ現行ノ國民登録ハ勤勞給源把握ノ上ニ缺點ガアリマ
スノデ、今後國民登録ノ擴充整備ヲ圖ル目的ノ下ニ現行ノ國民登録能
力報告令ノ全面的改正ヲ行フコトナリ目下諸般ノ準備ヲ取急イデ
居ルノデアリマスガ今次ノ改正ノ要點ハ從來別個ニ行ハレテ來タ數

諸者登録トシテ、本邦ノ一不登ニシテ、且
ツ其ノ適用範囲ヲ男子ニ付テハ満十二歳未
ニ付テハ満十二歳以上四十歳未満ノ者、女子
適用除外ヲ最少限ニシテ、小シテハ、労働
持ツテ居ル者等デモ、各々要ルモノトシテ、又
民衆ノ利益ヲ為スル上ガラ之ニ關スル事、一定
掌又ハ補助ナシムルコトニシテ、下ニシテ、其
定ニテ、リマシタリ。又、労働法ニ關スル事、主
テ是工系統大學専門ニ付テハ、技術者登録シ
コトニシテ、リマシタリ。コノ、民衆ニ對シテ、
ニシテ、リマシタリ。今年ハ、事變ノ影響ニシテ、
施ノ登録ヲ二月二十二日現在ニシテ、上ケ、
調査トノ結果ナル速報ノ下ニシテ、リマシタ
ニ必要ナル調査的資料モ完了シ、其ノ結果後ノ
ニ必要ナル調査的資料モ完了シ、其ノ結果後ノ

マシテ、決定ノ上ハ、
以右に記述ノ通り、新ナル給與ツニ付テ、
兼、賃金ノ促進、男子就業ノ限ノ拡大、各
等トテ、リマシタリ。先ツ、年六月間、決定
拂状カ、見マスルニ、企業整備ニ付テハ、
日趨ニ男子約二萬人、女子約七萬人、合計
ノ要員見込者約七十萬人ニ比シ、相去ルコ
イ状況ヲ、リマス。殊ニ、地方ニ於テ、
特ニ第三工部局ニ付テハ、給與門ニ於テ、
ハ、多量ノ需要ニシテ、リマシタリ。各
ト、労働ナル者、リマシタリ。各
尙、労働ナル者、リマシタリ。

次ニ各種學校ノ整理アリマスガ、本年國民動員計畫策定要領ニ
基キ全日本各種學校總數ニ二六六校、在學生男子十七萬人、女子約二
十三萬人甲昨年末六九三校ノ閉鎖セシムルコトトシ其ノ在學生男子
約二萬三千人、女子約三萬人、合計七萬三千人ヲ新ナル學校ニ
シテ移シテアリマスガ、更ニ下不
校一〇校在學生男子約三萬二千人、女子約一萬二千人其ノ他
約三萬三千人、合計二十一萬人ニ付テモ、
依ツテ之等各種學校在學生ハ實向實のニ貴重ナル
ガ要産業ヘノ動員ニ付キ遺憾ナキヲモラレ
向同ニ其ノ應有的影響ヲモ考慮シ之ガ取扱ニツイテハ特ニ慎重ヲ
スベキモノトシマス。尙右以外ノ各種
ル點デアリマスガ、其ノ教育内容ニ於テ不良ナルモノハ、地
方長官限リニ於テ取消除外ヲ裁断スコトト相成ツタノアリマスガ

ラ、速ニ實情調査ノ上、必要ナルシテ
勤勞場面ニ設置セラレル様
給源所拓ニ備スル第三ノ商
者、官廳公共團體及學校
ヲ定員外ノ者ノ勞務等ニ付テハ
ニ於ル要轉換者ハ合計約二十
其ナル要轉換者ト見做ルベキ
種々配置ニ關シマスガ、其ノ
ラレ、苟クモ不急不要部門
ノアリマス

以上ハ初年ノ始末及ニ關スル事項デアリマシテ、何レモ遠近セ
ル方面ノ現状ト對シテハ、此ノ祭典非共實施ヲ要スル
事柄ノミデアリ、同シニ今後ノ國民勸業計畫ヲ要シテ即ニ
テ周備確ナルモノヲアシムルコトモ、絕對ニ必要ナコトデアリマシ
テ、從來ノ如キ一本ノ中央計畫ノミヲ以テシテハ、到底難ヲナ
リツツアル今後ノ勸業勸員ヲ完遂スルコトハ、出來ナイモノト信ジマ
ス。又ツテ是等ト致シマシテハ、來年十一年度ヨリハ、各官ノ協力ニ
依リて非共國民勸業ノ地方計畫ヲモ策定シテ、區々實施スル
事ヲ、統制實施シ度イト考ヘテ居リマス。此ノ意圖ノ下ニ、十八年度
區々中期ノ勸業充足ニ關シマシテハ、府ニシテ方々ヨリ、各官
ノ協力ヲ求メテ、下ノ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

今後ノ供給力ニ付テハ、勿論農民ノ面モ、常時ノ勸業計畫ニ要シテ、



レ各立ノ力ニ依リ過者ニ謝シテ一線ノ計畫地ノ出來ヲ出
 ハ之ヲ古跡ニ於テハ、コトトシ中央ニ於テハ、
 ニ全國的決定ヲ行フト云フ、其ノ方式ニ修訂シタイト云ハ、必
 管ノ改正等モ著シクツツアルガ、今後各位ノ非常ナ
 コトニナルト存シマシノ、北ノ結集ニシテモ、
 次ニ國民運動ノ要路ニ付テハ、上ノマシ、
 シ、又、モ、
 ナイ、
 ガ、今後ノ教育方法ニシテハ、
 不バ、
 人、
 又、
 シ、
 コ、
 又、

用ニシテ一言附加ヘテ置キタイコトハ、
 テ、
 其、
 者、
 ラ、
 マ、
 三、
 員、
 行、
 日、
 シ、
 シ、
 女、
 員、
 下、

ニシテ、自今、慎重經營ヲ有シテ、
 シルル可ク、長年出ルセシメ、得ル積立額トモ、
 以上方式ニ付、シタガ、尙ホ、
 シテ、キマス。其、下、
 シテ、ハ、是、共、必、要、員、ノ、充、足、ヲ、
 ニ、石、
 ノ、力、
 等、チ、直、シ、ツ、ツ、ア、リ、マ、ス、
 等、ノ、完、全、充、足、ニ、付、テ、ハ、
 等、ノ、完、全、充、足、ニ、付、テ、ハ、

七次ニシテ、
 勤勞員ノ完達スル上ニ於テモ、
 トナツテ、キルノテ、アリ、マ、ス、ガ、
 存寄宿舍ノ収容力ノ増加及住宅規格ノ
 住宅供給ノ措置ヲ、
 密ニ連絡セテ、レ、住宅保^護力ニ、
 尙食糧、
 有スルコトハ、
 縣全體ノ物資配給計畫ヲ充分ニ、
 レ、タイノテ、アリ、マ、ス。

次ニ、工、
 給源逼迫ノ事情モ、
 ルルニ、伴、ヒ、
 勤勞員ノ完達スル上ニ於テモ、
 トナツテ、キルノテ、アリ、マ、ス、ガ、
 存寄宿舍ノ収容力ノ増加及住宅規格ノ
 住宅供給ノ措置ヲ、
 密ニ連絡セテ、レ、住宅保^護力ニ、
 尙食糧、
 有スルコトハ、
 縣全體ノ物資配給計畫ヲ充分ニ、
 レ、タイノテ、アリ、マ、ス。

マス。尙未。職者ノ増加ハ勤勞力ノ質的低下ヲ來スモノデアリ、之ガ防止ノ爲ニモ專ら訓練其ノ例ノ措置ガ必要トナルノデアリマス。先般女子勤員ノ強化ニ對處シ女子勤員所ヲ全國六十餘ヶ所ニ新設スルト共ニ既存ノ職ノ擴充活用ヲ行フコトトシ、又女子管理ノ徹底ヲ圖ル爲重要ノ職事場ノ勤勞管理責任者ニ對スル女子管理員會ヲ設クト共ニ女子管理員指導員及兼母ノ養成ヲ行フコトトナリ各並ニ盡力ヲ傾イテ居ルノデアリマスガ、女子ノ勤員ニハ管理ヲ徹底シテ入職勢ヲ確立スルコトガ絕對ノ必要條件デアリマスノデ、今後之ニ對スル工場事業場責任者ノ訓練ナル點意ヲ昂揚スル必要ガアルノデアリマス。尙女子管理ノミナラス一般勤勞管理ニ付今後兵糧會アル毎ニ工場事業場ノ指導ヲ依頼シタイノデアリマスガ、其ノ場合管理ト監督トヲ綜合的ニ取扱フテ行ク後ニ努力ヲシタイノデアリマス。

八 最後ニ爭議ノ關係ニ付一言申上げマス。

勞働爭議ハ支那事變發生以來逐年減少シ殊ニ大東亞戰爭勃發後ハ激減シテ、昭和十七年度ニ於テハ現在迄ニ於ケル最低記録ヲ示シタノデアリマス。然シ乍ラ生活物資ノ部屬其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、再ビ上昇ノ傾向ヲ示シ昭和十八年八月末現在ニ於テ、既ニ三九二件ヲ算ヘ前年ノ二六八件ニ比較シテ、既ニ四割六分ノ増加ヲ來タシテ居ル狀況デアリマス。又ソノ發生原因モ賃金増額要求ガ最も多ク、一二八件デ、三割五分ヲ占メ、次イデ監督者排斥、賃金支給方法ノ變更等ガ、主ナルモノデアリマス。而シテ最近ノ爭議ハ大工場ニハ比較的少ナク、大部分ガ中小工場デ然モ監督者排斥等ガ相當數ヲ占メテ居ルコトカラ考ヘマシテモ所謂勞務管理ノ拙劣ニ依ツテ惹起シタト認メラレルモノガ多イノデアリマス。生産増強ガ絕對ノ要請デアル現在ニ於キマシテ、勞働爭議ノ防止ハ喫緊ノ要務デアリマスノデ勞務管理ノ指導徹底ト産業報國運動ノ強

力推進其ノ他之ガ未然防止ニ一段ノ努力ヲ傾注セラレタイノデアリ
マス。

以上諸般行政諸般ノ問題ニ亘ツテ申シ上ゲマシタガ、之ヲ要スルニ
我々ハ刻下最大ノ問題タル生産増強ノ爲急速ニ國民總動員ノ體
制ヲ立スベキ必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマシテ、特ニ今後ハ勤
勞ノ素ヨリ國民動員全般ニ關シマシテ直接實情ニ關レテ居ラレ
ル地方官ノ努力ニ待ツモノ愈々多キヲ加ヘントシテ居リマスノデ
有レハ以上共、良ク部下職員竝ニ下級官制ヲ御指導頂キ、完全ニ使
命達成ニ邁進セラルル徳念願シテ止ミマセン。尙國民動員ノ完遂ノ
爲ニモ、將タ亦眞ニ生産増強ノ實ヲ舉グル爲ニモ單ニ官廳ヤ工場事
業場ノ直接生産擔當者等當路者ノミノ力テハ所剩ノ目的ヲ十分ニハ
達成シ得ナイノデアリマシテ、要ハ國民總員ガ生産増強ノ熱意ニ燃
エ、舉ツテ之ニ協力スルノ意欲ガ醸成サレネバナラナイノデア
リマシテ、此ノ點ニ付テノ地方民ノ指導ニモ務段ノ配慮ヲお願い
スル所ニ存スル次第デアリマス。